エコ通勤環境配属計	一曲に関する事項	新規	Ш	変更
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	熊本県水俣市丸島町1-1-18			
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	坂田建設株式会社 代表取締役 坂田圭一			
事 業 概 要	建設業 総合工事業			
配慮計画期間	2024 年度 ~ 2026 年度			

	-				
事 業 所 名	坂田建設株式会社				
所 在 地	熊本県水俣市丸島町1-1-18				
事業所周辺の 公共交通機関 の 状 況	・肥隆ねれんし鉄坦「水俣駅」よび、促歩10分 ・古骨バス停図前「古智町」まで、往歩5分				
	常時使用する従業員の数 A 24人 割 合				
マイカー 通 勤 の 状 況	1 1 1 X 1 1 1 1 1 1				
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C 9人 (C/B) ×100 75.0 %				
	事業所のエコ通勤の取組方針 具体的な取組の内容				
温室効果ガスの排出の抑制 (通勤を利用したウォーキングのススメ、自転を図るために実施しようとする)					
措置の内容	マイカー 通勤を前提 口とした燃料の使用抑制 (エコドライブの促進等) (エコドライブに関するリーフレット掲示など)				
特記事項					

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
 - 2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
 - 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
 - 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する 「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
 - 5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
 - 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
 - 7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
 - 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。